

「平成 27 年度三重県経営方針(案)」の基本方針について

1 基本的な考え方

(1) 「みえ県民カビジョン・行動計画」の目標の必達意識を徹底

- ・平成 27 年度は「行動計画」の最終年度にあたるため、数値目標の達成に向け、オール県庁で必達意識をもって県政の諸課題の解決を着実に推進
- ① 進展度が遅れている取組は、課題を分析した上で、的確に対応
- ② 進展度が進んでいる取組は、県民の皆さんにより成果を実感していただけるよう、一層推進

⇒ 『選択・集中プログラム』において、特に注力する取組については、各プロジェクトの構成事業を網羅的に記述することなく、平成 27 年度目標達成に資する取組を重点的に記述

(2) 国の動きや社会経済情勢の変化にも的確に対応

- ・選択・集中プログラム以外で、「行動計画」策定時に想定していなかった国の動きや社会経済情勢の変化等に対応すべき取組があれば、「社会情勢の変化等に対応するため、特に注力する取組」に位置づけ

⇒ 「社会情勢の変化等に対応するため、特に注力する取組」については、「行動計画」の目標達成を重視するため、項目を絞って記述
具体的には、下記のとおり

- ① 平成 26 年度経営方針において掲げた取組については、新たな取組を追加するなど新規性があり、県内外で発生した重大な事件等により、県民の生活や社会経済等に大きな影響が生じるおそれがある場合に絞って記述
- ② 「経済財政運営と改革の基本方針 2014」や『日本再興戦略』改訂 2014」の策定、予算の概算要求基準など国の動きや平成 27 年度特有の社会情勢の変化を受けて、新たに対応すべき課題にも対応

(3) 重点化施策は、少子化対策に資する施策とし、秋の政策協議や三重県少子化対策総合推進本部の議論をふまえて記述

(4) 平成 27 年度予算編成等にむけた県政運営の基本方針として位置づけ

- ・上記の考え方に沿って、「当初予算調製方針」及び「組織機構及び職員定数調整方針」の基本的な考え方を記述

2 構成案

- (1) 「平成 27 年度三重県経営方針(案)」の構成は、平成 26 年度三重県経営方針(案) (平成 25 年 10 月 2 日公表) に準じる。
- (2) 最終案については、予算編成と整合性を図りながら策定する。

I 平成 27 年度の三重県経営にあたって

II 平成 27 年度の政策課題及びその展開方向

1 平成 27 年度における政策展開のポイント

- 「選択・集中プログラム」、「社会情勢の変化等に対応するため、特に注力する取組」など、県政の取組全体をふまえて、平成 27 年度に重要となるポイントを 3 つ以内で記述
- 1 つめのポイントは、少子化対策とする。
- それ以外のポイントは、秋の政策協議の議論をふまえて記述

2 「選択・集中プログラム」において、特に注力する取組

- プロジェクト毎に現状と課題、平成 27 年度目標達成に資する取組を重点的に記述

3 社会情勢の変化等に対応するため、特に注力する取組

- 「社会情勢の変化への対応」及び「新たな仕組みの構築」を位置づけ、秋の政策協議の議論をふまえて記述
- 平成 26 年度三重県経営方針において掲げた取組については、新たな取組を追加するなど新規性があり、県内外で発生した重大な事件等により、県民の生活、社会経済等に大きな影響が生じるおそれがある場合に絞って記述

III 平成 27 年度の行政運営に向けて

- 「三重県行財政改革取組」等の着実な推進、「みえ成果向上サイクル (スマートサイクル)」による県民に成果を届けていく県政運営、広報広聴の充実による県政の質の向上、予算編成の基本的な考え方、組織機構及び職員定数調整の基本的な考え方を記述

IV 職員の業務遂行にあたっての行動指針 ～五つの心得～

- 「平成 26 年度経営方針」と同様に記述

3 当面の策定スケジュール

- | | |
|-------------|--------------------|
| 9 月 2 日 | 政策会議 (基本方針の協議) |
| 9 月 17～18 日 | 秋の政策協議 |
| 9 月 24 日 | 政策会議 (意思決定) |
| 10 月 2 日 | 平成 27 年度経営方針(案)の発表 |

参考資料

平成 25 年 10 月 2 日

戦 略 企 画 部

総 務 部

平成 2 6 年度
三重県経営方針
(案)

平成 2 5 年 1 0 月

三 重 県

目 次

I	平成 26 年度の三重県経営にあたって	1
1	「平成 26 年度三重県経営方針」の位置づけ	1
2	平成 26 年度における県政の考え方	1
II	平成 26 年度の政策課題及びその展開方向	2
1	平成 26 年度における政策展開のポイント	2
2	「選択・集中プログラム」において、特に注力する取組 ...	4
3	社会情勢の変化等に対応するため、特に注力する取組	14
III	平成 26 年度の行政運営に向けて	18
IV	職員の業務遂行にあたっての行動指針 ～五つの心得～ ..	21

I 平成 26 年度の三重県経営にあたって

1 「平成 26 年度三重県経営方針」の位置づけ

「平成 26 年度三重県経営方針¹」は、平成 26 年度の三重県政を推進するにあたっての基本となる方針であり、「みえ県民力ビジョン」を推進する「みえ成果向上サイクル（スマートサイクル）」において起点となる P l a n（計画）に位置するものである。

2 平成 26 年度における県政の考え方

平成 26 年度は「みえ県民力ビジョン・行動計画」の 3 年目であり、県政の諸課題の解決に向け、重要な 1 年となる。そのため、「選択・集中プログラム」をはじめ、各施策の展開にあたっては、目標達成に向けた戦略的な取組を一層推進する。

また、平成 26 年度は、神宮式年遷宮が終わり、次の 20 年に向け、新たなスタートを切る年である。三重県が 20 年後も輝き続けるためには、三重県が注目され、県民の皆さんが県内の賑わいや三重県人としての誇りを感じている今こそ、次の手を打たなければ、逆に危機を迎えることになりかねない。そのため、県民の命を守る取組を大前提としたうえで、“チャンス”を逃さず、県政の将来を見据えた対策や、新たな仕組みの構築に果敢に取り組む。

そのため、平成 26 年度の政策展開においては、以下の 3 つをポイントとして取り組む。

- 少子化対策 ～希望がかなう三重～
- グローバル化への対応 ～世界に打って出る三重～
- 三重県のブランドカアアップ Ver. 2 ～魅力を発信し続ける三重～

¹ 「平成 26 年度三重県経営方針（案）」策定の経過：「平成 26 年度三重県経営方針（案）」は、知事と部局長等が議論する「秋の政策協議」において、「選択・集中プログラム」の課題や方向性を協議するとともに、「みえ県民力ビジョン・行動計画」策定後に顕在化した社会情勢の変化への対応や新たな仕組みの構築について検討する過程を経て策定した。

II 平成 26 年度の政策課題及びその展開方向

1 平成 26 年度における政策展開のポイント

～ “チャンス” を逃さず、果敢に挑む 3 つの取組～

(1) 少子化対策 ～希望がかなう三重～

少子化の進展は、我が国の社会経済システムや地域のあり方に大きな影響を及ぼす社会的課題である。「みえ県民意識調査」等によれば、さまざまな事情により結婚や子どもを持つことについて希望がかなわない現実があることが明らかになっているため、本県においても、理想と現実のギャップの要因となっている課題を解消し、県民の幸福実感を高めていくことが求められている。

このような中、国において、「少子化危機突破」の取組が推進されるなど、平成 26 年度は、まさに国・地方をあげた少子化対策元年となるべき年である。この時を“チャンス”と捉え、中長期的な将来も見据えた「少子化対策」を平成 26 年度の重点テーマとして位置づけ、取組を推進する。

主な取組方向

- 子どもが自己肯定感を持ち、明るい展望を持って人生設計を描けるようにするとともに、発達段階を踏まえ、性や妊娠、出産に関する医学的知識を身につけるようにするためのライフプラン教育を推進
- 結婚したい人が結婚できるよう、出会いの場の創出やコーディネーター育成などの婚活支援を推進
- 産みたい人が安心して産み育てられるよう、男性の育児参加やワーク・ライフ・バランスの実現の促進に取り組むとともに、妊娠・出産時における保健・医療対策を充実
- 市町や民間企業、関係団体等がそれぞれの役割を担いながら、県民が一体となって少子化対策に取り組む機運を醸成

(2) グローバル化への対応 ～世界に打って出る三重～

社会、経済、文化等あらゆる面において、グローバル化がより一層進展しており、その対応が課題となっている。

産業面においては、TPP 交渉への参加、為替変動や原油価格上昇に伴う燃油・飼料価格の高騰など第一次産業を取り巻く状況がより厳しさを増す中、県内の畜産業や水産業は、専業経営を行っている割合が高いことから、これらの影響を直接的に受けやすい。一方、本県の畜産業・水産業は、松阪牛や伊勢エビ、アワビなど全国的なブランドを有するなど、その強みを発揮しや

すいことや、ものづくり企業等との連携により、畜産・水産分野の技術革新が進む可能性があることなど、成長産業となるポテンシャルが高く、地域産業への波及も見込まれることから、この環境変化を“チャンス”と捉え、**畜産業・水産業の成長産業化に向けた取組**を進める。

人材育成の面においては、国際的な舞台で、日本人・三重県人として積極的に活躍・発信する人材が求められていることから、**グローバル人材を育成**するとともに、**グローバル化に対応した産業人材の育成**にも取り組む。

主な取組方向

- 畜産業の成長化へ向けて、新たな販路拡大、高付加価値化、ブランド力の向上などの取組を推進
- 水産業の成長化へ向けて、多様な担い手の確保・育成や、海女漁業の振興、輸出に対応した水産物流通の検討、魚食普及活動などを展開
- 大学・産業界と連携した課題設定型学習等の実施や、小学校段階からの英語教育の充実などにより、主体的に行動する力や英語で積極的にコミュニケーションができる力を育成
- グローバル化に対応した経営者や研究者等を育成

(3) 三重県のブランドカアアップ Ver. 2 ～魅力を発信し続ける三重～

平成 25 年度は、神宮式年遷宮の“チャンス”を生かし、「**三重県観光キャンペーン～実はそれ、ぜんぶ三重なんです！**」を展開し、本県の魅力を発信することにより、観光入込客数は大きく増加しているところである。

平成 26 年度は、おかげ年であるとともに、**熊野古道世界遺産登録 10 周年**を迎えるなど、引き続き情報発信の“チャンス”であることから、首都圏営業拠点「**三重テラス**」を最大限活用するなど、平成 25 年度の取組をさらにバージョンアップした「**三重県のブランドカアアップ**」に取り組み、**三重の魅力を大きく発信**する。

主な取組方向

- 首都圏営業拠点「**三重テラス**」を核とした首都圏及び関西圏において、集客や県産品の販路開拓につながる魅力ある情報発信とネットワークづくりを推進
- 熊野古道世界遺産登録 10 周年を迎えることから、新たなファンやリピーターを増やすさまざまな事業を市町、地域と一体となって実施
- 「**みえ旅パスポート**」の発給促進や、ICTを活用した観光情報発信を進めるなど、引き続き「**三重県観光キャンペーン～実はそれ、ぜんぶ三重なんです！**」を強力に展開
- 海外誘客については、台湾、タイをはじめとする東南アジアを対象に重点国・地域としてプロモーションを実施。また、ブラジルなど新たな国際ネットワークを生かした取組を展開

2 「選択・集中プログラム」において、特に注力する取組

(1) 緊急課題解決プロジェクト

(緊急課題解決1)

命を守る緊急減災プロジェクト

国が公表した南海トラフ巨大地震対策の最終報告では、「津波からの人命の確保」や「超広域にわたる被害への対応」をはじめとする課題と対策の方向性が提示された。その内容は、本県が率先して取り組んできた地震・津波対策の重要性を裏付けるものであり、年々激甚化する風水害への対策と併せて、対策のさらなる推進が求められている。

これらの課題に対応し、「災害に強い三重づくり」を着実に推進するため、「三重県地域防災計画（地震・津波対策編）」、「三重県新地震・津波対策行動計画」に基づく取組を進めるとともに、紀伊半島大水害で得た教訓や、近年、全国各地で頻発している局地的大雨や竜巻等の風水害に関する調査結果を踏まえ、「三重県地域防災計画（風水害等対策編）」、「三重風水害等対策アクションプログラム」の見直しを進める。加えて、防災アセスメント調査の結果に基づく「三重県石油コンビナート等防災計画」の見直しを検討する。

さらに、県民の「防災意識」を「防災行動」に結び付け、日常の生活や事業活動と防災活動が一体化した、いわゆる「防災の日常化」の定着を図ることを目的として、市町や地域防災総合事務所・地域活性化局と連携した取組を県内各地域で展開するとともに、学校現場の意見を反映した「防災ノート」の改訂など学校における防災教育の充実や防災人材の育成・活用・交流を一元的に展開するための新たな仕組みの構築に取り組む。

建物被害の軽減に向けては、市町と連携して木造住宅耐震化を推進するとともに、県立学校では非構造部材の耐震対策を進める。また、災害医療体制の充実に向け、訓練を通じて災害医療対応マニュアルの実効性を検証する。

基盤施設の整備に向けては、海岸堤防及び津波浸水予測区域における河川堤防等の脆弱箇所への対策や耐震対策を進めるとともに、河口部の大型水門等の耐震対策に着手するほか、避難路等の整備などを進める。

(緊急課題解決2)

命と地域を支える道づくりプロジェクト

自然災害の脅威は今後一層深刻化することが予想され、地域の安全・安心を支える幹線道路等の整備が急がれている。また、集積する産業や魅力ある観光など地域を支える幹線道路等の整備が求められている。

このため、交通需要への対応と交通渋滞の解消、災害時の緊急輸送や代替ルートの確保に向け、**新名神高速道路、東海環状自動車道、北勢バイパスや中勢バイパス等の整備促進**を図るとともに、これらと一体となった**道路ネットワークの形成に向け、県管理道路の整備を推進**する。

また、紀伊半島のミッシングリンク解消に向け、「新たな命の道」として熊野尾鷲道路（Ⅱ期）及び熊野川河口大橋（仮称）を含む新宮紀宝道路の整備促進を図るとともに、未事業化区間（熊野大泊～紀宝）の早期事業化を図る。

（緊急課題解決3）

命と健康を守る医療体制の確保プロジェクト

医師の不足・偏在等により、本県の医療環境は依然として厳しい状況にあるが、医師修学資金貸与者の累計が平成 25 年 9 月末で 409 名となり、今後、県内で勤務を開始する医師が段階的に増加することが見込まれる。こうした若手医師の県内定着を図るため、現在、三重県地域医療支援センターにおいて作成を進めている、**医師不足地域を含む県内複数医療機関をローテーションしながら専門医資格を取得できる後期臨床研修プログラム**について、各貸与者に個別に働きかけること等により周知し、積極的な活用を促進する。

また、平成 25 年度に実施している医師需給状況調査の結果を踏まえ、修学資金貸与制度のあり方を含め、これまでの医師確保対策について必要な見直しを検討する。

看護職員についても依然として不足していることから、多様な勤務形態の導入や看護補助者の活用に関する研修会を開催すること等により就労環境の改善を促進し、**看護職員の離職防止、復職支援**を図る。

さらに、在宅医療の充実を図るため、新たに医師の在宅医療への参加や、訪問看護ステーションの運営基盤の強化を促進するほか、**医療依存度の高い子どもの在宅での療養を支援する取組**を行う。

加えて、新しく制定する「**がん対策推進条例（仮称）**」に基づき、がん予防のための正しい知識の普及啓発やがん検診の受診率向上に協力して取り組む民間企業・団体を増やすなど、県民や関係者と一丸となってがん対策を推進する。

（緊急課題解決4）

働く意欲が生かせる雇用確保プロジェクト

県内の雇用情勢は、有効求人倍率が平成 25 年 8 月末時点で、1.09 になるなど改善傾向が見られるものの、経済のグローバル化や少子高齢化が進展する中、今後の県内の産業構造の変化を見据え、雇用のミスマッチを解

消することに加え、貴重な人材を成長産業や中小企業に橋渡ししていく雇用政策を、産業政策と一体となって展開していくことが必要である。

そのため、**戦略産業雇用創造プロジェクト**に取り組み、「雇用拡大に向けた地域の環境整備」、「中小企業の新分野展開・事業拡大」、「産業人材の育成」、「雇用マッチング」を総合的に実施することにより、若者や社会人の人材育成をしっかりと地域の雇用へとつなげていく。

さらに、地域に雇用を生む力強い企業家人材の育成に取り組むため、県内の若手経営者等と**海外の若手経営者などとのネットワークづくり**を進める。

また、女性のライフステージに対応した活躍を支援するため、**離職ブランクを回復するための職場体験・実習を含めた支援**に取り組む。

加えて、若者の就労や定着支援については、国や県をはじめとする関係機関の若者就労等支援情報を、若者視点で再点検するとともに、分かりやすく総合的に発信していく。

特に、長期インターンシップなどによる若者と中小企業のマッチングやキャリア教育の充実については、役割分担のもと、関係機関が連携し、オール三重で推進していくよう検討を進める。

また、農業・漁業分野や福祉・介護分野の求人・求職者のニーズに応えていくことができるよう、関係団体との連携を強化し、求人・求職者のマッチング等の取組を進める。

(緊急課題解決5)

家族の絆再生と子育てのための安心プロジェクト

地域社会全体で子育て家庭を総合的に支援していくことが求められていることから、みえ次世代育成応援ネットワークの会員企業・団体、みえの子育ちサポーター、市町や地域の活動団体が参加した**地域別懇談会**を開催し、子どもの育ちや子育て家庭を支える地域ごとの取組を促進する。

また、平成 27 年度の子ども・子育て新制度の本格的な施行に向けて、幼児期の学校教育・保育、子育て支援サービスの需要及びそれらの確保策について市町と協議し、**子ども・子育て支援事業支援計画**を策定する。

さらに、**子どもを望む夫婦に対する不妊相談や特定不妊治療費の助成を行うなど、出産や子育てに関する経済的負担等の軽減**を図る。

虐待の未然防止に向け、出産前後からの児童虐待予防対策を推進するほか、虐待を受けた児童など、社会的養護が必要な児童は、できる限り家庭的な環境の下で養育し、特定の大人との愛着関係の形成を育むことが必要であることから、**新たに県の家庭的養護推進計画**を策定し、家庭的養護の充実を図る。

(緊急課題解決6)

「共に生きる」社会をつくる障がい者自立支援プロジェクト

障がい者の工賃向上に向けて、共同受注窓口と事業所との連携・協力体制を一層進めるとともに、事業所の販路拡大に対する支援の強化、官公庁における障害者就労施設等からの調達拡大に取り組む。

また、「障がい者が当たり前で働いている姿」に接することができ、障がい者の成長と変化、就職へのステップが見える「場」として、平成26年度のアンテナショップ・カフェ設置に向けた取組を進めることや、特別支援学校における外部人材の活用による職場開拓、農福連携などにより、障がい者雇用を促進する。

さらに、福祉的就労でも一般就労でもない新たな就労形態である社会的事業所の創業を支援し、障がいのある人とない人が対等な立場で共に働く場づくりに取り組む。

子どもの発達支援については、市町における専門人材の養成と保育所等における早期支援ツールの導入などが、県内全域に広がるよう取り組むほか、引き続き、医療、福祉、教育が連携し、途切れなく一貫した支援ができる体制を充実させるとともに、これらの総合拠点として「こども心身発達医療センター（仮称）」及び併設する特別支援学校の整備を進めることにより、全国的にも先進性の高い支援体制のさらなる充実を図る。

(緊急課題解決7)

三重の食を拓く「みえフードイノベーション」～もうかる農林水産業の展開プロジェクト

首都圏営業拠点「三重テラス」を核にして、「三重の旬」など魅力ある情報発信を効果的に行うとともに、県内事業者のチャレンジの場を多く提供し、首都圏をめざした新商品開発や販路拡大につなげていく。関西圏では、ネットワークを生かした営業活動を展開し、一次産品などの売り込みの強化、関係団体との密接な連携による観光誘客を進める。

また、全国有名百貨店との連携による「平成おかげ参りプロジェクト」を引き続き実施し、最終イベントとして伊勢で物産展を開催するなど、県産品の販路拡大と県内への誘客を進めるとともに、台湾、タイでの三重県物産展の成果や課題を踏まえて、農林水産物等県産品の輸出支援体制の構築を図り、国内外における販路開拓等をさらに強化する。

「食」の魅力等を生かした産学官連携による「みえフードイノベーション・ネットワーク」を活用した新たな商品開発プロジェクトの創出や高い商品力を持った意欲ある生産者等による流通の新たな仕組みづくりへの支援、生産者・食品産業事業者等と連携した県研究所の研究成果の商品化等の取組など、県内農林水産業を牽引していく売れる商品開発等に取り組

む。

地域活性化プラン等の策定地域の拡大と実践に向けた支援、ビジネス展開への意欲醸成、「みえフードイノベーション・ネットワーク」等の食品・薬用関連等異業種からの提案に対応できる産地づくり等への支援など、6次産業化への取組を促進し、「もうかる農林水産業」への展開を加速する。

(緊急課題解決8)

日本をリードする「メイド・イン・三重」～ものづくり推進プロジェクト

三重県を強じんて多様な産業構造とするため、地域の成長戦略である「みえ産業振興戦略」を、国の成長戦略とベクトルを合わせ、スピード感を持って実行していく必要がある。

国内外からの投資を推進するため、在日大使館や立地済企業などとのネットワークの活用や、JETROとの連携強化による外資系企業への積極的な誘致活動を展開する。また、首都圏営業拠点「三重テラス」を活用したセミナーの開催や、海外の関係機関と連携した研究開発や商品づくりなどにも取り組み、県内への投資を呼び込んでいく。

さらに、地域経済への波及効果の高いサービス産業の誘致にも取り組む。

また、拡大するアジア市場の獲得・参入をめざす中小企業を支援するため、ビジネスサポートデスクを有効活用するとともに、台日産業連携推進オフィスなどとのネットワークを活用し、県内企業の業態等に応じたきめ細かなサポートを実施し、中小企業の海外展開を促進する。

中小企業の販路開拓・拡大をめざす出前商談会については、川下企業のニーズ及び中小企業の技術・製品情報を収集・整理して、関係機関が共有できる仕組みを構築し、より効果的にマッチングできるよう取り組む。その際、三重県工業研究所や（公財）三重県産業支援センターが技術的な支援など技術課題等の解決を図る。

加えて、「三重県中小企業振興条例（仮称）」の制定をめざす中で、中小企業の優れた技術や魅力等を顕彰する制度の実施や、さらなる事業展開、経営革新等へつなげていくための仕組みの創設等を通じて、中小企業の振興を図る。

(緊急課題解決9)

暮らしと産業を守る獣害対策プロジェクト

野生鳥獣による農林水産被害金額は7億1百万円（平成24年度）となり、前年度より1億2千万円減少したものの、依然として深刻な状況であることから、集落住民の獣害対策に取り組む意識の醸成や集落リーダーの育成など獣害につよい地域づくりを進めるとともに、企業等と連携して開

発した**大量捕獲わな等の普及**や捕獲技術の向上など地域の捕獲力を強化する。

また、獣害対策に関する施策や統計データを市町単位で取りまとめた「**獣害対策カルテ**」を活用して、市町間や県と市町との連携強化を図るとともに、**捕獲後の処分体制の検討**や隣接する市町の広域捕獲体制の整備に取り組む。

さらに、安全で高品質な獣肉の安定供給を図るために「『**みえジビエ**』品質・衛生管理マニュアル」を遵守した解体処理施設整備を引き続き支援するとともに、獣肉の需要をさらに拡大するため、企業と連携した新商品の開発・販売、**首都圏営業拠点「三重テラス」**等を活用した**首都圏での販路開拓**、安全性や品質が確保された獣肉を供給する販売事業者等の登録を進める「『**みえジビエ**』登録制度」の普及などに取り組む。

(緊急課題解決10)

地域を守る産業廃棄物の不適正処理是正プロジェクト

地域の暮らしの安全・安心を確保するため、過去に**産業廃棄物が不適正処理**された4事案（四日市市大矢知・平津、桑名市源十郎新田、桑名市五反田、四日市市内山）については、**産廃特措法による国の支援**を受けて、恒久対策を実施していく。

恒久対策にかかる実施計画については国の同意が得られ、平成25年度から順次、着手している。平成34年度末までに4事案とも対策が完了するよう、実施計画に基づいて適切な事業の進捗を図っていく。

また、新たな不適正処理事案を発生させないよう、産業廃棄物の排出量が多い事業者に対して電子マニフェストの利用や優良産廃認定業者の活用促進を強力に働きかけ、**不法投棄を許さない社会づくり**を進める。

(2) 新しい豊かさ協創プロジェクト

(新しい豊かさ協創1)

未来を築く子どもの学力向上協創プロジェクト

全国学力・学習状況調査の結果から、教科に関する調査の平均正答率は、すべての教科で2年連続して全国を下回っており、これまでの学力向上に向けたさまざまな取組が成果につながっていない状況となっている。具体的には、読解力や、基礎的・基本的な知識・技能の定着とそれらを活用する力に引き続き課題が見られるとともに、学校における授業の進め方や、家庭での学習習慣等についての課題が明らかとなっている。

これらの課題解決のためには、まず、校長をはじめとする教職員一人ひとりが今回の調査結果を自らのこととして受け止めることが重要であり、

そのうえで、各学校が調査結果を保護者と情報共有を図るとともに、すべての教員が改善方策や計画の策定に携わることにより、各学校において、授業改善が着実に実践され、学力向上に向けて組織的に取り組む体制の確立を図る。

特に課題を抱える市町教育委員会や学校に対しては、学力向上アドバイザーや指導主事の派遣などの重点的な支援を行う。

さらに、各学校において、家庭・地域と連携しながら土曜授業等による学力向上の取組を促進するとともに、学校図書館を活用した読書活動の充実を図るなど、学校・家庭・地域が一体となって取り組む、みえの学力向上県民運動を着実に進める。

また、社会経済のグローバル化が進展する中、子どもたちが、グローバル社会で主体的に活躍し、他者とともに生きていく基盤づくりを進めるため、チャレンジ精神や日本人・三重県人としてのアイデンティティーの確立、英語によるコミュニケーション力等の育成を図る。

(新しい豊かさ協創2)

夢と感動のスポーツ推進協創プロジェクト

本県を中心に開催される平成 30 年の全国高等学校総合体育大会に向けて開催競技の決定及び会場地市町の調整、平成 33 年の国民体育大会に向けては、会場地市町の選定及び広報の充実などの準備を、市町や競技団体関係者と連携・協力して推進する。

併せて、「三重県競技力向上対策基本方針」における「基盤・体制づくり期」、「育成期」、「躍進期」など各期間での選手育成や指導者の養成等の競技力向上のためのロードマップに基づき、本県競技力の一層の向上を図る。

また、本県で開催される平成 33 年の全国障害者スポーツ大会に向けて、これまで三重県に設立されていなかった競技団体の結成や強化支援、専門的な知識を有する障害者スポーツ指導員の育成を行う。

さらに、スポーツを通じた地域の活性化を図るため、「みえのスポーツ・まちづくり会議」での意見を取り入れながら、市町が実施するスポーツコミッションの取組やスポーツ大会・スポーツイベント活動等に県内トップチームの選手を派遣するなど、地域づくりや観光振興につながるよう支援するとともに、県民の皆さんが広くスポーツを支える「みえのスポーツ応援隊」(スポーツボランティアバンク)の登録と活用の促進を図る。

(新しい豊かさ協創3)

スマートライフ推進協創プロジェクト

産業特性及び地域特性など本県の強みを生かし、「三重県新エネルギービジョン」及び「みえグリーンイノベーション構想」の具現化を図るため、企業や大学などで構成する「みえスマートライフ推進協議会」を核として、産学官の交流・連携の場を設け、プロジェクト化に向けたネットワークづくりを行い、新エネルギーの導入など環境・エネルギー関連分野の新たな事業展開を促進し、関連産業の育成・集積につなげていく。

具体的には、市街地（桑名市）、中山間部（熊野市）及び沿岸部（鳥羽市）の地域モデルにおいて、住宅へのエネルギーマネジメントシステムの導入や木質バイオマスの地域内での利用拡大、また、EV等を活用した新たな観光振興への取組など環境・エネルギー技術を活用した新たなビジネスモデルの具体化を図る。

また、「みえバイオリファイナリー研究会」においては、企業が主体となった研究開発プロジェクトの構築を検討し、「メタンハイドレート地域活性化研究会」では、産業振興など地域活性化につながる取組について、市町や企業等との検討を進める。

さらに、平成26年秋に本格稼働予定の県内初の木質バイオマス発電事業に向けた安定供給できる体制づくりや、小水力発電施設の整備、EV等で観光できる環境づくりを進める。

「みえICTを活用した産業活性化推進協議会」においては、会員拡大などネットワークの拡充を図り、オープンイノベーションを推進・加速できる体制を強化するとともに、ICT・ビッグデータ等を活用したビジネスの創出に向けて取組を進める。

(新しい豊かさ協創4)

世界の人びとを呼び込む観光協創プロジェクト

遷宮効果等により、神宮参拝者数は、平成25年8月末で835万人と対前年比42%増、また、夏休み期間中の主要19施設の観光入込客数も24%増と順調に増加しており、遷宮後もこれを継続していくことが必要である。

平成26年はおかげ年であり、熊野古道世界遺産登録10周年でもあることから、引き続き三重県観光キャンペーンにより「三重の認知度向上」、「周遊性・滞在性の向上」、「リピーターの確保」を図る。

三重県観光キャンペーンの骨格となる「みえ旅パスポート」は、平成25年9月中旬で約6万冊を発給していることから、年間目標の10万冊を大幅に上回るよう発給促進に努めるとともに、「みえ旅案内所」「みえ旅おもてなし施設」のさらなる充実を図る。

また、ストーリー性やテーマ性を持った情報発信や観光ルートの企画提案等により、誘客を促進するとともに、観光キーパーソンのネットワーク化を進め、地域の魅力が商品提案に結びつくよう支援する。

さらに、エコツーリズムや、フィルムコミッションと連携した取組の推進やバリアフリー観光のコンシェルジュ機能の強化、ICTを活用した観光情報発信などを進める。

海外誘客については、台湾、タイをはじめとする東南アジアを対象に重点国・地域としてプロモーションを実施し、昇龍道プロジェクト推進協議会や中部広域観光推進協議会など広域の協議会や、近隣あるいは遠隔地での連携が可能な県などと協力し、本県のPRや誘客の取組を行う。

また、世界に誇る資源である海女、忍者の積極的な情報発信と誘客促進を図るとともに、外国人観光客の利便性向上のため、主要な観光施設や観光案内所等にWi-Fi環境を引き続き整備する。

(新しい豊かさ協創5)

県民力を高める絆づくり協創プロジェクト

子どもや若者をはじめ、外国人住民や障がい者など、幅広い層の県民の皆さんが、主体的に社会や地域の活動に参画するための支援や場づくりなどに取り組んでいる中で、さらに活動の質的向上を図るとともに、さまざまな主体の参画が求められている。

このため、2年間の取組で得たノウハウを反映した「高等教育機関と地域との連携の仕組み」の検討に着手、大学生ボランティアによる非行少年等の立ち直りのための「少年の居場所づくり」の展開、大規模災害発生時に設置する「みえ災害時多言語支援センター」が機能するよう訓練などに取り組む。また、NPO法人の活動実態を踏まえて、NPO法人が自立し活動しやすい環境整備に取り組むほか、「美し国おこし・三重」における「県民力拡大プロジェクト」の実施などにより、県民による「協創」の地域づくり、社会づくりを進める。

(3) 南部地域活性化プログラム

南部地域の活性化に向け、市町等と連携し、第一次産業の担い手確保、地域資源を活用した雇用創出、観光振興、集落支援、次代の地域を担う人材育成など、南部地域活性化基金を財源とした幅広い取組や移住・交流の取組を着実に進めている。しかし、南部地域においては、依然として若者世代の人口流出と高齢化・過疎化が進行していることから、少子化対策の面からも、若者の就労支援や婚活支援など「若者の働く場の確保と定住促進」につながる取組をより一層進めていく。

東紀州地域においては、関係者と連携し、観光振興や産業振興などの取組を進め、紀伊半島大水害からの復興をより確実なものにしていく。

さらに、平成 26 年は熊野古道世界遺産登録 10 周年を迎えることから、7月のオープニングイベントをはじめとして、半年間にわたって新たなファンやリピーターを増やすさまざまな事業を市町、地域と一体となって実施することにより、東紀州地域への関心を高め、賑わいの創出と地域経済の活性化を図る。また、古道の歴史的価値を次世代に伝えていくための体制づくりや伊勢と熊野を結ぶための歩きやすい環境づくりなどに取り組むことで、10周年を契機として、古道の保全意識やホスピタリティの向上を図り、地域の人びとが地域に愛着を持ち、主体的に活性化に取り組むことにつなげていく。

3 社会情勢の変化等に対応するため、特に注力する取組

社会情勢の変化等に対応するため、平成 26 年度は、少子化対策を重点テーマとして、特に注力するほか、県民の命を守る緊急的な取組、グローバル化への対応、スポーツの推進に特に注力して取り組む。

(1) 少子化対策

少子化の進展は、我が国の社会経済システムや地域のあり方に大きな影響を及ぼす社会的課題である。「みえ県民意識調査」等によれば、さまざまな事情により結婚や子どもを持つことについて希望がかなわない現実があることが明らかになっているため、本県においても理想と現実のギャップの要因となっている課題を解消し、県民の幸福実感を高めていくことが求められている。

このような中、国において「少子化危機突破」の取組が推進されるなど、平成 26 年度は、まさに国・地方をあげた少子化対策元年となるべき年である。このため、少子化対策を平成 26 年度の重点テーマとして位置づけ、特に注力して取り組む。

取組にあたっては、「子ども・思春期」から、「結婚」、「妊娠・出産」、「子育て」というライフステージに「働き方」を加えた分野毎にきめ細かな対策を展開する。

具体的には、子どもが自己肯定感を持ち、明るい展望を持って人生設計を描けるようにするとともに、発達段階を踏まえ、性や妊娠、出産に関する医学的知識を身につけるようにするため、**ライフプラン教育**を推進する。

また、結婚したい人が結婚できるよう、出会いの場の創出やコーディネーター育成などの**婚活支援**に取り組む。

さらに、産みたい人が安心して産み育てられるよう、**男性の育児参加**や**ワーク・ライフ・バランスの実現**を促進するとともに、**妊娠・出産時における保健・医療対策の充実**に取り組む。

加えて、市町や民間企業、関係団体等がそれぞれの役割を担いながら、**県民が一体となって少子化対策に取り組む機運を醸成**する。

少子化対策を推進するにあたって、特に注力すべき取組については、「**重点化施策**」として**経営資源を重点的に配分²**する。庁内においては、知事を本部長とする「三重県少子化対策総合推進本部」が中心となり、全庁的、施策横断的に取組を推進する。

² 「重点化施策」は、「みえ県民カビジョン・行動計画」に掲げる施策のうち、少子化対策に資する「施策 121 医師確保と医療体制の整備」「施策 212 男女共同参画の社会づくり」「施策 221 学力の向上」「施策 231 子どもの育ちを支える家庭・地域づくり」「施策 232 子育て支援策の推進」「施策 255 市町との連携による地域活性化」「施策 332 働き続けることができる環境づくり」とする。

(2) 社会情勢の変化への対応及び新たな仕組みの構築

【県民の命を守る緊急的な取組】

(公共土木施設の着実な維持管理に向けた対応)

平成24年12月に発生した中央自動車道の笹子トンネル天井板落下事故など、道路、河川、海岸、港湾等の公共土木施設の老朽化が懸念される状況にある。

このため、公共土木施設の緊急点検の早期完了に取り組むとともに、必要な箇所の緊急修繕に着手する。併せて、予防保全が必要な施設の長寿命化計画策定と計画的な補修、補強に取り組む。

(災害復旧及び大規模水害等に備えた治水対策の推進(紀伊半島大水害、台風18号))

近年、全国各地で台風や局地的な集中豪雨等による風水害が増加傾向にあり、本県においても、平成23年度に発生した紀伊半島大水害及び、平成25年度に発生した台風18号による道路の崩壊や堤防の決壊などの被害は、住民の生活に多大な影響を及ぼすとともに、大きな不安を抱かせた。

このため、被災した施設の復旧はもとより、再度の災害等に備え、地域住民の不安解消のための治水対策を進める。

また、河川に堆積した土砂は、風水害の発生時に被害を拡大させる恐れがあることから、実施箇所や実施候補箇所等を市町と共有しながら、土砂の撤去を進める。

(児童虐待、いじめ問題などへの対応)

児童虐待への対応については、平成24年度に発生した児童虐待死亡事例の検証での議論を踏まえ、平成25年度から取り組んでいる法的対応・介入型支援の強化、市町における児童相談体制強化の支援を引き続き進める。また、市町での妊娠届出の機会を活用したアンケートにより、支援を必要とする妊婦の早期把握に取り組む市町を支援することで虐待の未然防止につなげる。

いじめや暴力行為、体罰等の問題が依然としてみられることから、子どもたちが安心して学べる学級・学校づくりがより一層求められている。このため、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーを各学校へ効果的に配置するなど、学校における教育相談体制の充実を図る。

また、犯罪被害から児童生徒を守るため、学校と警察等との連携を強化し、スクールサポーターによる不審者情報の共有化、防犯教室への支援、見守り体制等の一層の充実を図る。

【グローバル化への対応】

（畜産業・水産業の成長産業化）

関税撤廃等による農林水産業への影響が懸念されるTPP交渉への参加、為替変動や原油価格上昇に伴う燃油・飼料価格の高騰など第一次産業を取り巻く状況がより厳しさを増す中、県内の畜産業や水産業は、専業経営を行っている割合が高いことから、これらの影響を直接的に受けやすい。

一方、本県の畜産業・水産業は、松阪牛や伊勢エビ、アワビなど全国的なブランドを有するなど、その強みを発揮しやすいことや、ものづくり企業や情報通信等他産業との連携により、畜産・水産分野の技術革新が進む可能性があることなど、成長産業となるポテンシャルが高く、地域産業への波及も見込まれる。

このため、**畜産業の成長産業化**に向けて、輸出など新たな販路の拡大を進める市場調査、地域特産物を飼料として活用した畜産物の高付加価値化、事業者自らのブランド力向上への支援など「攻めの畜産」、食品残渣など未利用資源を活用した飼育技術の確立を図る「安定的な経営」、防疫体制の強化やHACCP手法の導入を進める「衛生管理体制の確立」などに取り組む。

また、**水産業の成長産業化**に向けて、多様な担い手の確保・育成に取り組む新たな協議会の設置、水産物の計画生産に向けた体制整備、海女の漁獲物の商品化等海女漁業の振興に加え、輸出に対応した水産物流通の検討、美容・健康・教育面などの視点を組み合わせた魚食普及活動などに取り組む。

（グローバル人材の育成）

社会、経済、文化等あらゆる面において、グローバル化がより一層進展しており、国際的な舞台で、日本人・三重県人として積極的に活躍・発信できる人材が求められている。

このため、「**グローバル三重教育プラン（仮称）**」を策定し、児童生徒が自らの考えを発信し課題解決に向けて取り組む機会を創出するとともに、大学・産業界等との連携による課題設定型学習の実施や多文化共生の促進等により、将来のグローバルリーダーとして主体的に行動する力、他者とともに新しい社会を創造する力の育成に取り組む。また、小学校段階からの英語教育の充実や教員等の英語運用力の強化により、英語で積極的にコミュニケーションができる力の育成を図る。

産業人材の育成においては、グローバル化の進展に対応するため、イノベーション能力を持った中小企業の研究開発人材の育成や、海外での事業展開を行う際に必要なスキル・知識を中小企業の経営者が学ぶ機会の提供等に取り組む。

【スポーツの推進】

平成 30 年の全国高等学校総合体育大会の本県中心での開催、平成 32 年の東京オリンピック・パラリンピック開催、平成 33 年の国民体育大会・全国障害者スポーツ大会の本県開催という“チャンス”に向かって、スポーツに関する取組を強化・加速し、スポーツをとおした地域づくり・人づくりにつなげていくことが求められている。

このため、これらの大会へ向けた準備を着実に進めるとともに、「**スポーツ推進条例（仮称）**」を制定し、子どもたちの体力向上やジュニア世代をはじめとする競技スポーツ水準の向上、地域スポーツ、障がい者スポーツの推進、スポーツをとおした地域の活性化に取り組む。

併せて、こうした取組を推進するための新たな財源の確保に取り組む。

Ⅲ 平成 26 年度の行政運営に向けて

※最終案では、今後の議論を踏まえ、平成 26 年度の行政運営にあたっての考え方等について記載。

(コンプライアンスの推進)

港湾改修工事にかかる不適正事務の発生後、職員のコンプライアンスの意識向上に向けて取り組んできたが、平成 25 年度に入っても不適切な事務処理等が続いており、県行政に対する信頼が揺らぐ厳しい状況となっている。

平成 25 年度より、「個人」に業務を割り振るという考え方を「組織」に業務を割り振るという考え方に改め、組織内での責任体制や業務分担の明確化を図るとともに、組織としてのチェック機能を強化し、より適正に業務が実施できるよう体制を整えたところであり、不適切な事務処理の防止に向け、組織で仕事をしていくことの再確認、徹底を引き続き行っていく。

加えて、「コンプライアンスの日常化」に力点を置き、全所属におけるコンプライアンス・ミーティングの実施、新たに策定する「三重県職員コンプライアンス指針（仮称）」の周知、活用などの取組を進めることにより、コンプライアンスを常に意識した業務推進とすることを県庁の組織文化、風土として定着させていく。

また、法令習熟度の向上にも取り組み、施策や業務等における法的妥当性について、事前に法的観点から検証を行う仕組みの構築に取り組んでいく。

(「三重県行財政改革取組」等の着実な推進)

「三重県行財政改革取組」で掲げた具体的取組については、「ロードマップ」で示した工程に基づき、引き続き適切な進行管理を行い、目標達成に向け着実に推進するとともに、既に達成した取組においても成果の維持・向上を図る。

特に平成 25 年度から本格的に運用を開始した「三重県職員人づくり基本方針」、「みえ成果向上サイクル（スマートサイクル）」、平成 25 年度当初予算編成で見直しを行った「予算編成プロセス」については、円滑な運用に努め、定着を図るとともに、外郭団体等の見直しについても「三重県外郭団体等改革方針」に基づき着実に推進し、その進捗管理を行う。また、自動車税のクレジットカード納税導入や個人住民税にかかる特別徴収義務者の全指定などの税収確保対策、平成 26 年度末の県債残高（臨時財政対策債等を除く。）を平成 23 年度末よりも減少させる県債発行の抑制などについては、平成 26 年度に着実に成果を出せるようさらなる取組の推進を図る。

さらに、税外未収金については、「三重県債権管理適正化指針」に基づき全庁的な対策を推進し、未収金の縮減に取り組む。

（「みえ成果向上サイクル（スマートサイクル）」による県民に成果を届けていく県政運営）

「みえ成果向上サイクル（スマートサイクル）」においては、「オールインワンシステム」を主要なツールとして、予算要求・年間計画策定・進捗管理・政策評価・事業見直しなど、さまざまな場面で必要とされる情報を一元的に管理し、「政策協議」では、前年度の取組の評価や現年度の上半期の進捗状況を踏まえて、確実に改善につなげるための検討を行い、次年度の経営方針、当初予算に的確につなげていく。また、事務事業の見直しの取組では、「事業改善に向けた有識者懇話会（ブラッシュアップ懇話会）」等を通じて、改善（Act）機能の強化を図り、施策の目標達成に努める。さらに、「みえ成果向上サイクル（スマートサイクル）」の効果等についても検証を行い、「みえ県民力ビジョン」に掲げた理念や目標を着実に実現・達成し、県民の皆さんに成果を届けることができる県政運営に取り組む。

（広聴広報の充実による県政の質の向上）

県民との相互理解と信頼関係を深め、県政の質を向上させていくため、県民とのコミュニケーションツールとしての広聴広報活動の充実を図るとともに、職員一人ひとりの広聴広報意識の向上に全庁あげて取り組む。

既存の広報媒体に加えて、インターネットのソーシャルメディアや、地上デジタル放送におけるデータ放送など、さまざまな広報手段をフルに活用し、県の事業や県政情報を積極的に県内外へ発信していく。また、より積極的に県民とのコミュニケーションが図れるよう県ホームページの再構築を進める。

広聴活動については、県民の声相談やトーク事業など、さまざまな広聴ツールを活用して県民の声を幅広く収集し、県民の意見やニーズを県政に反映するよう努める。

（予算編成の基本的な考え方）

本県の財政状況は、歳入面では、県税収入の一定の増加が見込まれるものの、財政調整のための基金残高が大きく減少している一方で、歳出面では、社会保障関係経費や公債費の大幅な増加が見込まれるなど、極めて深刻な状況にある。

このような中で、平成 26 年度は「みえ県民力ビジョン・行動計画」の 3 年目として、行動計画に掲げた目標の実現に向けた取組を着実に推進することを基本方針とし、本経営方針（案）を踏まえて、予算編成を行う。

平成 25 年度当初予算編成で見直しを行った予算編成プロセスについて、新たに、少子化対策に資する施策を重点化施策として設定し、さらなる選択と集中を図る。

新しい予算編成プロセスを円滑に運用することで、これまでの事業の成果を検証しつつ、県民ニーズや社会経済情勢の変化等を踏まえた部局横断的な優先

度判断を行い、限られた財源を柔軟に無駄なく配分しメリハリのある予算をめざす。

(組織機構及び職員定数調整の基本的な考え方)

「みえ県民カビジョン」の推進や少子化対策等、社会情勢の変化などに的確に対応するための組織体制を整備するとともに、一層簡素で効率的・効果的に機能するよう、必要な見直しを検討する。

職員定数については、行財政改革等による業務減に伴う縮減を図るとともに、予算編成の状況も踏まえたうえで、全庁的に選択と集中を図る。

IV 職員の業務遂行にあたっての行動指針 ～五つの心得～

- 成熟した社会を迎え、多様化するニーズに対応した新しい三重づくりは、行政だけで進めていくことはできない。県民の皆さん一人ひとりが主体的に参画し、「アクティブ・シチズン」として力を発揮していただくこと、県民の皆さんの力を結集することが必要。
- 「協創」をキーワードに、県民の皆さんが「変化」と「成果」を実感できるよう、三重県職員は、日々の業務を行うにあたり、次の五つを「心得」とし、県庁全体が一丸となって取り組む。

心得1：まず目線を変える

- **自らも県民。** 県民としての目線や「肌で感じる」という原点に常に立ち返る。
- 業務を行うにあたり、「鳥の目」「虫の目」「魚の目」を常に意識。「鳥の目」は、空を飛ぶ鳥のように、高いところから大きな視点でものを見る目。「虫の目」は、虫が目の前の葉っぱを凝視するように、近くのものに集中して見る目。「魚の目」は、魚が水の流れに乗りながら周りや行く先をうかがっているように、世の中の潮流を把握しようとする目。
※ 「鳥の目」「虫の目」「魚の目」：小笹芳央著『セルフ・モチベーション』より引用
- 危機管理においては、「このくらいなら大丈夫だろう」という楽観的な視点は禁物。「最悪の事態に発展するかもしれない」と、常に悲観的な想像力を働かせよ。
- 県民の皆さんは「アクティブ・シチズン」として新しい三重づくりの主体。行政サービスの「顧客」との概念に固執せず、むしろ「顧客」から「主体」へと目線の重点をシフトし、**県民の皆さんと「協創」を。**
- **市町は、**住民に最も身近な自治体として、県とは異なる重要な役割を担っている。ともに県民の皆さんを幸福にするためのパートナーであり、**決して「上から目線」に陥ることなく、真に対等な立場で「協創」を。**
- 県内や組織内のみの内向きな目線から、世界や組織外へも視野を広げ、外向きの目線へ。三重県も世界の潮流の中に存在していることを常に意識。
- かけがえのない三重の豊かな環境を次世代に継承していくため、環境にやさしい仕事の進め方に絶えず見直しを。

心得2：「そもそも」の目的や大義と、実感される「成果」を常に意識

- 自分の仕事の「そもそも」の目的や大義などを常に意識。事業等を実施すること自体が目的となってしまう「やりました」「やっています」思考から脱しなければならない。
- 県政は、成果を県民の皆さんが実感できるものでなければならない。県民の皆さんにとっての「成果」とは何であるのかを見極め、それがきちんと県民の皆さんに届いているかという視点を常に持つ。
- 県民の皆さんとのコミュニケーションは協創の第一歩。県からの一方的なお知らせに留まらず、県民の皆さんの声を幅広く受信して意見やニーズを県政に反映させていくことを常に意識するとともに、県民の皆さんに県政情報をわかりやすく伝え、共有していく視点を大切にする。

心得3：現場とスピード感を重視

- 職員一人ひとりが徹底的に現場を重視し、幅広い関係者（ステークホルダー）と向き合い、思いを共有し、積極的に関係を構築していく。県民の皆さんに最も身近な自治体である市町とも連携しながら、何が課題であるのか、課題解決に向けて何が求められているのかを的確に判断。
- 従来の行政の時間感覚のままでは、県民や企業の皆さんとの乖離が生じてしまう。必要な手続等を根拠なく省くべきではないが、何事もスピード感を持って対処。併せて、タイミングを逸してはならない。100点の方法であってもタイミングを逸すれば0点と同じ。70点の方法であってもタイミングが合っていればベストの方法となる。

心得4：県庁全体の組織力と職員力の磨き上げ

- 時代の変化に対応できる専門性と、現場を重視し、県民の皆さんとの「協創」の取組を進めるためのスキルを身につけた職員となる。
- 部局間の縦割り打破。「部局益を忘れ、県益を想え」との意識（参考：「後藤田五戒」）。常に県民の皆さんのためになっているかという視点で自分を見つめ直す。

※ 「後藤田五戒」とは、元内閣官房長官の後藤田正晴氏が当時の内閣官房職員に対して発した言葉とされる。具体的には、「1. 省益を忘れ、国益を想え」「2. 嫌な事実、悪い報告をせよ」「3. 勇気を以て意見具申せよ」「4. 自分の仕事で非ずというなかれ、自分の仕事であるといつて争え」「5. 決定が下ったら従い、命令は直ちに実行せよ」。：佐々淳行著『平時の指揮官・有事の指揮官』より引用

- チームワークを重視。一人で抱え込む必要はない。職員間のコミュニケーションを活発にすることにより、県庁全体としての組織力を高めていく。「話し合い、磨き合い、支え合い」の職場を。まずは挨拶から。挨拶さえできなくては職場のコミュニケーションなど程遠い。

心得5：恐れず、怯まず、変革を

- 変化が非常に激しい中であっても常にコンプライアンスを意識し、三重らしさや地域の特性を大切にしながら、「変えてはいけないこと」、「変えてもいいこと」、「変えなくてはいけないこと」を職員一人ひとりが判断し、職務を遂行していく。
- 変えることによるリスクより、変えないことや放置することによるリスクの方が大きい時代。特に、「変えなくてはいけないこと」については、失敗を恐れて放置するのではなく、変革に向けて果敢に挑戦していく。

一人ひとりの職員が上記五つの「心得」を着実に身につけることにより、
①職員の意識・行動や組織文化の変革（＝パーソナル・イノベーション）、
②業務の手法やスピードの変革（＝プロセス・イノベーション）、
③アウトプットである政策・事業の変革（＝ポリシー・イノベーション）
につなげる。この「3P I運動」に取り組むことで、県民の皆さんに幸福を実感していただける新しい三重づくりを実現できる県庁に変わる。